日 薬 業 発 第 337号
令 和 8 年 10月 8 日

都道府県薬剤師会担当役員殿

日 本 薬 剤 師 会
副会長　豊見　敦

要指導医薬品として指定された医薬品について

標記について、厚生労働省医薬局医薬品審査管理課から別紙のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

本連絡は、製造販売が了承された、エピナスチン塩酸塩（販売名：アレジオン点眼薬）について、令和８年10月８日付で製造販売承認がされ、要指導医薬品に指定されたものです。

つきましては貴会会員にご周知下さいますようお願い申し上げます。

事　務　連　絡
令和８年 10 月８日

公益社団法人　日本薬剤師会　御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課

要指導医薬品として指定された医薬品について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第４条第５項第３号の規定に基づく要指導医薬品に別表の医薬品が本日指定されましたので、お知らせします。

別表の医薬品を含む要指導医薬品の一覧は、医薬品の販売制度に関する厚生労働省のホームページ（https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/yoshidoiyakuhin.html）において掲載いたします。

（別表）

有効成分	販売名	製造販売業者	承認年月日	調査期間（予定）
エピナスチン塩酸塩	アレジオン点眼薬	参天製薬株式会社	令和８年 10 月８日	安全性等に関する製造販売後調査期間（３年又は同一性を有すると認められた品目の残余期間）